

## 客船ターミナル施設（駐車場）使用許可申請書

令和 年 月 日

客船ターミナル施設等指定管理者  
東京港埠頭株式会社 様

東京都港湾管理条例第6条及び第27条第3項第1号の規定により、次のとおり客船ターミナル施設（駐車場）を使用したいので申請します。

申請者名 (法人にあっては 名称)	電話 ( )	
	※申請者と運行者が異なる場合は、以下にも記入してください。 (バス会社等) 電話 ( )	
駐車時連絡可能な方 (運転手・添乗員等)	電話 ( ) (携帯)	
車両台数	(リストから車種を選択) ※マイクロバスを超えるバスは駐車不可	台
使用期間	令和 年 月 日 令和 年 月 日 時 分 から 時 分 まで	日間
使用目的	(リストから使用目的を選択)	

*内訳	*車両台数	台 × 1,000円(税込) = A (円)	*使用料	円
	*使用日数	日 × A 円 = (円)		
	*うち消費税	税抜金額 円 消費税額10% 円		

## &lt;使用条件&gt;

- 一旦出庫すると再入庫できません。本駐車場は、1回の入庫ごとに申請が必要で、そのつど駐車料金が別に発生します。
- 領収した使用料は、使用者の都合で駐車しなかった場合は還付できません。
- 入出庫の際の出入口の開閉は、使用者が行ってください。
- 使用の際は、「駐車場使用許可書兼使用料領収書」を携帯し警備室に提示してください。
- 歩行者及び一般車等について十分注意してください。
- 場内では、時速8キロ以下で徐行してください。
- 駐車位置は、係員の指示に従いライン内に駐車してください。
- 施設を損傷又は汚損したときは、その損害を賠償していただきます。
- 駐車場内の事故等について、当方は一切の責任を負いませんので使用者の責任において解決してください。
- 災害時や管理上支障を生じる恐れがある場合は、駐車をお断りすることがあります。
- 都条例及び海洋環境汚染の観点から、入庫後は速やかにアイドリングストップをお願いします。
- その他、係員の指示に従ってください。

(注) \*印のある事項は、記入しないでください。

\*受付印

\*取扱者